

八王子市心身障害者福祉センター 指定管理者募集要項

平成22年7月
八王子市

目 次

1. 対象となる公の施設	P 1
2. 指定予定期間	P 2
3. 管理運営方針	P 2
4. 指定管理者が行う業務の範囲	P 2
5. 損害賠償	P 4
6. 保険	P 4
7. 管理業務に係る経費の支払い方法	P 4
8. 応募資格	P 4
9. 応募方法	P 5
10. 指定管理者の選定	P 6
11. 協定	P 8
12. モニタリングの実施	P 8
13. 個人情報保護	P 8
14. 情報公開	P 9
15. 情報提供	P 9
16. 緊急時の対応	P 10
17. 災害応急活動等	P 10
18. 地域との連携及び協働	P 10
19. 環境対策	P 10
20. 注意事項	P 10
21. 問合せ先	P 11

別紙 1 センターの管理運営に関する業務内容

別紙 2 施設及び設備の維持・修繕に関する業務内容

別紙 3 管理備品一覧表

別紙 4 提出書類一覧

別紙 5 八王子市心身障害者福祉センター指定管理者募集説明会等参加申込書

別紙 6 八王子市心身障害者福祉センター指定管理者指定申請書

別紙 7 応募者の連絡先

別紙 8 同意書

別紙 9 事業計画書

別添 建物平面図

八王子市心身障害者福祉センター指定管理者募集要項

八王子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行なうため、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第3項及び八王子市心身障害者福祉センター条例（昭和55年八王子市条例第5号。以下「条例」という。）の規定により、センターの管理運営に関する業務を行なう指定管理者を募集します。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度で、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

1. 対象となる公の施設

- (1) 施設の名称 八王子市心身障害者福祉センター
(2) 所在地 八王子市台町二丁目7番22号
(3) 施設の目的

障害者に対し、更生のための相談及び訓練並びに教養の向上に必要な施設を供与し、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

その利用は障害者本人だけでなく、その家族、父母会などの親の団体、障害者団体、ボランティアグループ、その他講習会等に参加する方が数多く利用しており、昭和55年の開設以来、市内の障害者福祉の拠点としての役割を担ってきています。

(4) 施設の構造

ア．建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺2階建の2階部分と1階の一部

(1階は知的障害児通園施設「すぎな愛育園」)

イ．延床面積 約383.4㎡(専有部分)

1階部分 約16.17㎡(階段、エレベーター)

2階部分 約367.23㎡

(5) 施設の内容

事務室、会議室(2)、作業室、機能回復訓練室、相談室、和室、水屋、点字印刷室、便所(男、女、車イス用)等 (別添「建物平面図」のとおり)

(6) 休館日

ア．火曜日

イ．国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）（その日が火曜日に当たるときは、その翌日。その日がさらに休日に当たるときも、同様とする。）

ウ．1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。

(7) 開館時間

午前9時～午後9時

（ただし、日曜日は午前9時～午後5時）

2．指定予定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3．管理運営方針

(1) 管理運営の基本的方針

心身障害者に関する各種相談に応じ、心身障害者に対し機能回復訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって心身障害者福祉の増進を図るものとします。

(2) 指定期間内の目標

ア．センターの設置の目的及び管理運営の基本的方針を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することにより、心身障害者の心身の安定、安心及び機能の改善を図るなど、サービスの向上に努めてください。

イ．センターの利用者のみならず、地域で社会的支援を必要とする心身障害者の福祉拠点となるように、ボランティア、地域の住民、各種団体との積極的な協働意識をもって運営にあたってください。

4．指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの管理運営に関する次の業務とします。

ア．更生相談

イ．更生訓練(機能回復訓練、作業訓練等)

ウ．講習会、行事

エ．施設等の利用に関する事務

オ．情報に関するサービス(リーディングサービス、情報サービス等)

カ．その他障害者の福祉の増進を図るための業務

(アからオについての詳細は別紙1「センターの管理運営に関する業務内容」のとおり)

(2) センターの施設及び設備の維持・修繕に関する次の業務とします。

ア．屋内・屋外施設(植栽の剪定、除草作業含む)、付帯設備及び物品の保守、維持管理及び修繕に関すること。

ただし、大規模修繕は除く。

イ．その他施設等の管理に関すること。

(詳細は別紙2「施設及び設備の維持・修繕に関する業務内容」のとおり)

センターの管理運営に係る備品については、別紙3の「管理備品一覧表」及び市の予算の範囲内で購入する備品を除き、必要とする備品は指定管理者が用意すること。

知的障害児通園施設「すぎな愛育園」との管理区分について

建物については、1階部分に社会福祉法人武蔵野会が設置する知的障害児通園施設「すぎな愛育園」と併設しています。

両施設の管理区分については、市と社会福祉法人武蔵野会が締結した「施設の区分所有等に関する協定書(昭和55年4月1日)」に定められている事項とします。

(3) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とする利用者の満足度を調査し、調査終了後に調査報告を行うこととします。

(4) 指定管理者制度に係る経費については、法人の口座とは別の口座で管理することとします。

(5) 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務をすることとします。

(6) 公共料金等の支払に関する業務をすることとします。

(7) その他センターの日常管理に関する業務をすることとします。

(8) 指定期間内に市の事情により前記1、2及び4の(1)から(7)に掲げる業務等に関する条件の変更がある場合には、別途協議することとします。

(9) 管理業務の円滑な引継ぎに関して、指定期間の終了時に他の事業者へ管理を交代する場合は、事業の継続性に支障が生じないように、事前に管理業務の引継ぎを行うこととします。

5．損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとしします。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとしします。
- (3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議の上定めるものとしします。

6．保険

指定管理者は、業務遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償（補償）保険について加入しなければならないこととしします。

7．管理業務に係る経費の支払方法

- (1) 八王子市より概算払いで支出される委託料をもって業務を行うものとしします。
- (2) 支払回数は年に6回払いとしします。
- (3) 協定期間満了後、精算を行い支払いを受けた経費に剰余金が生じた時は社会福祉法人が営利を目的としない法人であることから、速やかに市に返納するものとしします。

8．応募資格

市内で身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設を設置しているか、管理を受託している社会福祉法人としします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する法人は除きます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
- (2) 応募書類提出時において、市から指名停止措置を受けているもの。
- (3) 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
- (4) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人。
- (5) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。

ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人)を除く。

- (6) 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

9. 応募方法

(1) 募集要項の配布

ア. 配布期間

平成22年7月15日(木)から平成22年8月4日(水)

午前8時30分から午後7時まで(土、日、祝祭日を除く)

イ. 配布場所 八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市健康福祉部障害者福祉課

電話 042 620 7245(直通)

FAX 042-623-2444

郵送等での配布は行いません。

障害者福祉課に備え付けの名簿に法人名等を記入してください。

(2) 応募書類の提出

ア. 提出書類 別紙4「提出書類一覧」のとおり

イ. 提出部数 正本1部、副本13部

ウ. 受付期間

平成22年8月25日(水)から平成22年8月31日(火)

午前8時30分から午後7時まで(土、日曜日を除く)

エ. 提出先 9-(1)-イの募集要項の配布場所と同じ

郵送での提出はできません。

(3) 説明会等

ア. 説明会 平成22年8月16日(月)午後2時から3時まで

市役所本庁舎 6階 602会議室

イ. 施設見学会 平成22年8月17日(火)午後2時から4時まで

八王子市心身障害者福祉センター(現地集合)

駐車場が限られていますので、自動車での来場をご希望される場合は、事前にご連絡ください。

ウ．説明会及び施設見学会に参加を希望する団体は、平成22年8月11日（水）までに、別紙5「八王子市心身障害者福祉センター指定管理者募集説明会等参加申込書」をFAXまたは電子メールで送付してください。

参加人数は1団体につき2名までとします。
説明会等に不参加でも指定申請は可能です。

(4) 質問及び回答

ア．質問 平成22年7月16日（金）から8月20日（金）まで
文書の持参または電子メールによる
文書の提出先 9 - (1) - イの募集要項の配布場所と同じ
電子メールアドレス b071700@city.hachioji.tokyo.jp

イ．回答 募集要項受領者全員に適宜回答します。
ただし、やむを得ない事情により、平成22年8月23日（月）までに回答ができない場合は、募集要項受領者全員に別途連絡します。

ウ．その他 電話、口頭による質問等には一切応じません。
また、質問に対する回答については、この要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 応募上の注意点

ア．八王子市障害者療育センター指定管理者募集と同時に申し込むことはできません。

イ．提出期間終了後における応募書類の変更及び追加は認めません。
ただし、本市の指示による追加書類の提出は除きます。

ウ．応募書類は返却できません。

10. 指定管理者の選定

(1) 選定の方法 業務内容提案審査方式

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、条例で定める指定の基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

- ア．センターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- イ．センターの公共性、公平性、公正性を担保できること。
- ウ．センターのサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること。
- エ．センターの効率的な管理運営が行われ、経費縮減を図る方策が優れていること。
- オ．事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること。
- カ．個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図る方策が優れていること。
- キ．地域に開かれたセンターであるとともに、地域の障害者福祉の拠点となり得る施設であること。

(3) 選定の方法

ア．一次選考

所管部である八王子市健康福祉部において、応募資格に関する資格審査及び書類審査を行います。

一次選考の結果は、平成22年9月下旬までに応募者全員に通知します。

イ．二次選考

一次選考合格者を対象として、選定委員会により審査を行います。

応募書類をもとにプレゼンテーション（業務内容提案）を行っていただきます。

ウ．プレゼンテーション（業務内容提案）

プレゼンテーションの実施は、平成22年10月上旬を予定しています。応募者からの説明が15分、選定委員からの質問が15分程度を予定しています。

説明にあたっては、パソコン・OHP等機器の使用を認めますので事前に申し出てください。

説明者は、応募者の役員もしくは従業員のみが行うことができます。

応募者側出席者は3名までとし、事前に説明員の氏名、所属、役職名を届出願います。

なお、日時・場所等については、別途通知します。

(4) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者・市民委員を含む8名の委員で構成します。

委員会では、書類審査、プレゼンテーションをもとに総合的に審査を

行います。

(5) 候補者の決定(内定)

選定委員会の審査結果の報告を受け、平成22年10月下旬に指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を決定し、その結果を、二次選考対象者全員に通知します。

(6) 指定管理者の決定

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の決定は市議会の議決を必要とするため、平成22年八王子市議会第4回定例会(平成22年12月予定)で、議決後に決定します。

11. 協定

業務の実施に関する細目について、八王子市心身障害者福祉センター条例施行規則第11条の規定に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について別に定める年度協定書を締結します。

12. モニタリングの実施

指定管理者は、市が当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」に従うものとします。

なお、モニタリングの評価結果は公表します。

13. 個人情報保護

(1) 本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、条例第12条、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、八王子市個人情報保護条例(平成16年八王子市条例第33号)及びその他の関係法規等を遵守するものとします。

ア. 秘密等の保持

指定管理者は本業務の履行に関して知り得た個人情報の内容を他にもらしてはならない。

イ. 第三者への委託の禁止又は制限

指定管理者は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとします。

ただし、市の承諾を得たときは、この限りではない。

ウ．目的以外の利用禁止

指定管理者は、本業務の履行に関して知り得た個人情報の内容を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 指定管理者は、前項各号の内容を含んだ「個人情報保護規定」の整備に努めるものとします。

(3) 個人情報の保護については、協定期間が満了し若しくは指定を取消された後においても遵守するものとします。

1 4 . 情報公開

指定管理者は、本業務を行うにあたって、前項に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図るものとします。

1 5 . 情報提供

(1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募者名、候補者として選定された事業者の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除きます。

(2) 指定管理業務にかかわる情報の提供

協定書（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。）及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理者業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

16．緊急時の対応

本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して速やかに緊急事態発生を旨を通報するものとします。

17．災害応急活動等

(1) 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において、市が「八王子市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとします。

(2) 災害応急活動等に係る費用

市の要請に基づき、協力業務を指定管理者が実施した場合は、市が必要と認めた費用については、市が負担するものとします。

指定管理者は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求するものとします。

18．地域との連携及び協働

本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めるものとします。

19．環境対策

(1) 業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取組を行うとともに、別に示す「八王子市環境マネジメントシステム」(LAS-E)に基づき、環境配慮行動に取組むものとします。

(2) ディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とします。

20．注意事項

(1) 費用負担

応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 指定管理者選考に関する情報の公表

指定管理者選考過程における、応募団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定された団体の選定理由及び事業企画提案の概要(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く)については、原則として市は広く公表を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき、公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

(3) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

なお、選定に必要な場合など、市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とし選定対象より除外します。

(5) 応募の辞退

指定申請書提出後、応募を辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。

(6) 指定の取り消し等

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

ア．本業務に関する協定に違反したとき

イ．地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき

ウ．本業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

エ．条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

オ．指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき

2.1. 問合せ先

八王子市健康福祉部障害者福祉課(市役所本庁舎 2 階)

TEL 042-620-7245(直通)

FAX 042-623-2444

Eメール b071700@city.hachioji.tokyo.jp

センターの管理運営に関する業務内容

別紙 1

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
ア	障害別福祉相談	障害者及びその家族、ボランティア等	心身障害児・者に関する相談のすべてを扱う。障害別の相談は、市が委嘱している相談員に連絡して、連携を取りながら専門的立場からの相談を行う。	随時
ア	聴障者のつどい	聴覚障害者及び手話ボランティアと市民	聴覚障害者の相談及び交流の場として開催。併せて、聴覚障害者の教養の向上を計るために行う。実施内容は、八王子聴覚障害者協会と手話サークルで決めて、進行する。講演会実施の費用負担を行い、その際中途失聴難聴者のための要約筆記通訳の謝礼を負担する。	月1回
イ	機能回復訓練	身体障害者	身体障害者の四肢体幹機能の回復と残存する機能の維持を理学療法士によって専門的に指導訓練する	週2回
イ	ことばの教室	言語障害がある幼児、学童	言語発生の不自由な聴覚障害児、肢体不自由児及び知的発達障害児の言語機能向上のために、教育の場、生活の場での基本的言語発声を軌道にのせる助けとなる機能訓練を行なう。	月3回
イ	失語症言語リハビリ教室	失語症障害者	脳血管障害後遺症、事故後遺症によって、言語発生・理解、読み書き機能の障害を受けた人に対して、失われた機能の回復と残存する機能の維持を言語聴覚士によって専門的に指導訓練する。 個別リハビリ：毎週1回、1人40分間行う。できる限り家族などにも参加を促し、日常生活に還元できる内容とする。 グループリハビリ：毎月1回、グループで90分間行う。参加者相互のコミュニケーション能力の改善と同じ障害を持つ人々の対人関係の円滑化を図ることで、心理的な援助内容とする。	個別：週1回 グループ：月3回
イ	七宝焼教室	障害者	七宝焼は豊かな色彩感覚と指先の細かな動作を必要とし、障害者にとってよい訓練につながると共に、豊かな生活を築く効果を期待する。（定員10名）	週1回
イ	籐手芸教室	八王子市内在住・在勤・在学（障害者優先）	バスケット等を籐や蔦を曲げ、編んで作ることで手先の動作訓練を行うと共に自然を利用して生活に生かした先人の知恵と技術を受け継ぐことにおいて障害者の豊かな生活の向上に資する。（定員15名）	4回

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
イ	陶芸教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	てびねりによる和陶芸を行うことで、手先の巧緻性を養うとともに土の感触を通して、情緒の安定を図る。又、色付けや絵付けを通して創造の喜びを味わう。(定員15名)	月2回
イ	面づくり教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)で7回全てに出席できる方	「おかめ」、「ひょっとこ」などの張り抜き「面」を、面づくり研究会の指導のもとで作る。手先の巧緻性を養いながら、面をつくる楽しさにふれる。(定員15名)	7回×2コース
イ	折り紙教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	折り紙は指先の細やかな動作を必要とするため、目と手の協応動作の訓練になると共に、つくりあげる楽しさを味わう。(定員15名)	月1回
イ	染め紙教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	折り紙は指先の細やかな動作を必要とするため、手先の良い訓練になると共に、偶然にできる模様の面白さ、色彩の組み合わせを楽しむ。(定員15名)	月1回
イ	リリアン編み教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	手製の道具を使ってリリアンを編み、小物を制作する。指先を動かすことで右脳・左脳を刺激し、手先の巧緻性を養うと共に、作品を完成させる喜びを味わう。(定員15名)	月1回
イ	囲碁教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	囲碁という知的ゲームを通し、知的操作力を維持、向上させる。加えて、孤独になりがちな障害者に交流の場を提供し、社会性の向上に寄与する。(定員15名)	月2回
イ	精神障害者の絵画教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	絵画教室を通じて、自然な形で友達と話し合ったり、行動を共にすることで、孤独がちであった人が再び元の生活と自信を取り戻していくための支援をしていく。(定員15名)	月2回
イ	茶道教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	日本の伝統文化にふれながら、自然の美を重んじ、生活に潤いと明るさをもてるように花と心の技を学ぶ。(定員15名)	月2回
イ	フラワーアレンジメント教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	日本の伝統文化にふれながら、礼儀作法や日常のマナーを身につけて、生活にゆとりと豊かさをもてるように茶の精神と技を学ぶ。(定員15名)	月1回
イ	書道教室	八王子市内在住・在勤・在学 (障害者優先)	かな書道の基礎を着実に学習し、更に創造性と表現力を会得することで心豊かな生活を築けるよう書の心と技を学ぶ。(定員15名)	月1回
イ	ハーモニーの夕べ (コーラス会)	八王子市内在住・在勤・在学	市民と障害者の「ふれあいの場」として行い、同じ場所で歌を通じて交流することにより、障害者福祉に対する理解を深めると共に、正しい発声と唱歌の技術を身につけ、日本の四季を折り込んだ心に沁みる歌をうたうことで、生活の一部として豊かな音楽性を学ぶ。(定員40名)	月3回

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
ウ	中級手話講習会 (夜間)	市内在住、在勤、在学者で初級手話講習会を修了された方または同等の方	原則として初級の講習会を1年間継続して受講し、修了した人で、更に継続的に学習していきたいと希望する人のボランティア養成講習会(定員40名)	34回
ウ	手話通訳者養成講座入門 (昼間)	市内在住、在勤、在学者	原則として中級の講習会を継続して受講し修了した人で、更に専門家による訓練を受けて手話通訳者を目指す人のボランティア養成講習会。(定員20名)	34回
ウ	手話通訳者養成講座入門 (夜間)	市内在住、在勤、在学者	原則として中級の講習会を継続して受講し修了した人で、更に専門家による訓練を受けて手話通訳者を目指す人のボランティア養成講習会。(定員30名)	34回
ウ	手話通訳者養成講座	市内在住、在勤、在学者	原則として上級の講習会を継続して受講し修了した人で、更に専門家による訓練を受けて「八王子市手話協力者等の派遣」の登録者を目指すボランティア養成講座(定員15名)	30回
ウ	中途失聴・難聴者のための手話講習会(入門)	中途失聴・難聴者とその家族	途中で失聴した人や難聴者がコミュニケーションの手段として、手話を習得して生活の中で生かしていく。そのために身近な家族と一緒に手話を学ぶ姿勢が必要である。講習には文字によって伝える要約筆記をつけて、内容の理解を図る。(定員20名)	20回
ウ	中途失聴・難聴者のための手話講習会(中級)	中途失聴・難聴者とその家族	途中で失聴した人や難聴者がコミュニケーションの手段として、手話を習得して生活の中で生かしていく。そのために身近な家族と一緒に手話を学ぶ姿勢が必要である。講習には文字によって伝える要約筆記をつけて、内容の理解を図る。(定員20名)	20回
ウ	中途失聴・難聴者のための手話講習会(上級)	中途失聴・難聴者とその家族	途中で失聴した人や難聴者がコミュニケーションの手段として、手話を習得して生活の中で生かしていく。そのために身近な家族と一緒に手話を学ぶ姿勢が必要である。講習には文字によって伝える要約筆記をつけて、内容の理解を図る。(定員20名)	20回
ウ	入門点字講習会 (昼間)	市内在住、在勤、在学者	視覚障害者への理解を深め、視覚障害者のための点字本等の制作の要望に応えられるボランティアを養成する入門コース (定員40名)	15回
ウ	入門点字講習会 (夜間)	市内在住、在勤、在学者	視覚障害者への理解を深め、視覚障害者のための点字本等の制作の要望に応えられるボランティアを養成する入門コース (定員20名)	15回
ウ	中級点字講習会 (昼間)	市内在住、在勤、在学者	視覚障害者への理解を深め、視覚障害者のための点字本等の制作の要望に応えられるボランティアを養成する中級コース (定員40名)	15回
ウ	中級点字講習会 (夜間)	市内在住、在勤、在学者	視覚障害者への理解を深め、視覚障害者のための点字本等の制作の要望に応えられるボランティアを養成する中級コース (定員40名)	15回

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
ウ	音訳講習会 (初級)	市内在住、在勤、在学者	視覚障害者が利用する録音図書や対面朗読で、対応できる朗読ボランティアの養成を目的として開講する。(中級と隔年で実施)(定員30名)	13回
ウ	音訳講習会 (中級)	市内在住、在勤、在学者で音訳講習会(初級)の修了者又は同等の方	視覚障害者が利用する録音図書や対面朗読で、対応できる朗読ボランティアの養成を目的として開講する。(初級と隔年で実施)(定員30名)	8回
ウ	要約筆記者養成講習会	市内在住、在勤、在学者	手話の未習得の聴覚障害者(主に中途失聴した人や難聴者)対象に開発された通訳方法で、発言を文字によって伝える。その方法の技術を習得して、ボランティアとして講演会、会議での発言内容を書いてOHPで映し出す。(定員20名)	54回 (2カ年で)
ウ	読話学習会	市内在住、在勤、在学者で聴覚に障害のある方	手話を知らない中途の聴覚障害者および難聴者のためのコミュニケーションの手段として口の動きから言葉を読み取る読話という手法を学んでいく。(定員15名)	12回
ウ	中途視覚障害者の学習会	中途視覚障害者	途中で視覚障害を発症した人へのリハビリテーションとして、点字学習、白杖を使った歩行訓練、日常動作訓練を行い、日常生活の向上を目的に行う。(定員30名)	20回(点字10回、歩行5回、日常生活動作5回)
ウ	子ども点字・手話教室	市内在住の小中学生	障害者に対する思いやりの心を子どものうちから育てることにより、偏見のないノーマライズされた福祉社会を目指す。点字、手話の簡単な学習を行い、併せて各種障害についての情報と模擬体験学習を通して障害者の生活を知っていく。夏休み期間中、7・8月は2回ずつ実施する。(定員50名)	14回
ウ	障害別パソコン講習会	市内在住、在勤、在学者で各コースごとの障害をお持ちの方	障害者の情報収集の手段として、ITの有効活用が望まれており、これにより、障害者の情報不足が改善されるものと考えられる。障害者の生活の質の向上、就労にもつなげる講座として期待されている。講座の内容は、パソコンを使用した障害者の情報リテラシーの向上を目指したものになる。(各講座定員5名)	各コース(上肢、知的、視覚、聴覚、精神)4回を2期
ウ	パソコン学習会 (相談会)	市内在住、在勤、在学者で障害をお持ちの方	障害別パソコン講習会を修了した方の講習終了後のフォローを行う。	月3回
ウ	パソコン訪問相談	市内在住、在勤、在学者で障害をお持ちの方で来所が困難な方	自宅へ訪問し、パソコンの設定やトラブル対応等の支援を行う。	月1回

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
ウ	福祉講演会	障害者及び一般市民	障害を乗り越え力強く生き抜いている障害者、又は障害者の福祉に多大な貢献をしている人たちを講演者として招き、障害者の福祉向上に寄与する。手話通訳、要約筆記者を付ける。	年1回
ウ	夕涼み会	障害者、地域住民	すぎな愛育園と共催で実施、それぞれの施設の事業と障害者福祉に果たす役割を地域住民に知らせ、障害児・者を交えて共に交流をはかることを目的とする。また、センターの各種教室、講演会などを紹介する。	年1回
ウ	障害者文化展	障害者	市内の障害者の創作による写真、絵画、書、工芸品などを募集し、これらを市民の出入りの多い場所に展示し、一般市民に障害者への理解を深めてもらう。障害者にとっても作品発表の場となる。賞を贈り、今後の創作を奨励する。	年1回6日間
ウ	公開作業訓練	市内在住、在勤、在学者	一般市民へ福祉への関心を高める働きかけ、障害者に対する理解を深めてもらうことを願い、センターで実施している作業訓練を広く公開し、参加しながら交流を図る。 対象作業訓練 ・七宝焼教室 ・陶芸教室 ・染め紙教室 ・折り紙教室 各10名	年1回
ウ	ふれあいコンサート	障害者及び市民	障害者の音楽愛好家の発表の場として、また市内のアマチュア音楽グループの参加を促し、広く交流することで障害者福祉の向上を目的とする。	年1回
ウ	授産施設作品展示即売会	市内障害者 授産施設	市内授産施設の作品展示、紹介しながら福祉作業所等について理解を深めてもらう。作品の購入希望の方には、頒布する。開催時期はセンターの利用者が多い時期に行う。	年1回2週間
エ	施設の使用	障害者とその家族、ボランティア団体福祉関係団体	障害者団体・ボランティア団体活動の促進を図り、福祉の向上を目的とするため施設の全部または一部を貸し出す。	随時
オ	リーディングサービス	視覚障害者	視覚障害者の情報提供サービスとして下記朗読テープの作成、ダビング、発送を行う。 (1)新聞リーディング 週1回(朝日、読売、毎日) (2)俳句リーディング 月2回	-
オ	対面朗読サービス	視覚障害者	視覚障害者の情報提供サービスとして書籍、雑誌、新聞などを個室で対面し、朗読する。	随時
オ	レンタルサービス	障害者とその家族、ボランティア団体福祉関係団体	車イス、福祉専門図書、録音図書の貸出を行う。	随時

種別	業務名	対象者	業務の目的及び内容	回数
オ	拡大読書機サービス	視覚障害者	視覚障害者が読書する際のサポートとして、館内にて貸し出す。	随時
オ	コピー・印刷サービス	ボランティア団体	ボランティア活動に要するコピー・印刷機の使用を無償（枚数限定）で提供する。	随時
オ	情報サービス	障害者及びボランティア団体	インターネット等のネットワークによって、福祉関係情報の収集・提供を行い、障害者団体・ボランティア団体活動の促進を図り、福祉の向上を目的とする。また、障害者やボランティアが自由に使えるパソコンを設置する	随時

「施設及び設備の維持・修繕に関する業務内容」

別紙2

項 目	内 容
施設保守	(1) 警備保守 (2) 建物清掃 (3) 空気調和設備 (4) 消防用設備等 (5) 昇降機設備 (6) 自動扉設備 (7) 自家用電気工作物 (8) 非常通報装置 (9) 受水槽清掃 (10) 排水管清掃 (11) 館内消毒
施設修繕	(1) 窓ガラス破損修繕、軽易な修繕
物品の調達及び整備	(1) 消耗品 (2) 備品購入・管理 (3) 物品の保守、修繕
施設的环境整備	(1) 施設の清潔保持、整理整頓 (2) 防火防災安全管理

施設保守、施設修繕においては、再委託できます。

八王子市心身障害者福祉センター 管理備品一覧

平成22年7月1日

別紙 3

備品番号	品名	金額	取得日	規格	備考
10046812	応接セット	80,000	19800529	V S - 2 0 0 0 G S	5点セット
10047191	OA機器	149,541	20020815	シャープPC - C B 1 - C 7	ノートパソコン
10047192	OA機器	157,290	20020331	S O T E C W E 2 1 0 0 C 4	ノートパソコン
10047193	OA機器	136,290	20020331	S O T E C S 2 1 0 2 0	パソコン
10047194	OA機器	136,290	20020331	S O T E C S 2 1 0 2 0	パソコン
10047200	紙折機	83,700	19860524	C R U M A N	作業室
10047206	裁断機	93,000	19830323	ライオン	作業室
10047211	タイプライター	58,500	19831001	アポロプレーラー	7月10日
10047218	その他	340,000	19890331	ナイツビジョンスキャナー	拡大読書機モニターテレビ付き
10047247	幕	73,000	19810806	スクリーンシネスコ用3600*1400	シネスコ用 3600*1400
10047276	放送音響機器	94,030	19831001	ナショナル	カラオケ演奏装置(マイク2本付き) 2 - 2
10047282	放送音響機器	80,000	19870420	ソニーTC - D M	テープレコーダー
10047283	放送音響機器	61,740	19971128	ソニーWV - H 4	ビデオデッキ
10047326	写真機器	59,000	19810223	スーパーキャビンW	スライド映写機
10047328	写真機器	90,000	19801114	HP 3 0 0 0	オーバーヘッドプロジェクター
10047359	医療保健機器類	50,000	19831001	オリンピアDY - 2 2 0	エアレスマット 7 - 1 1
10047360	医療保健機器類	50,000	19831001	オリンピアDY - 2 2 0	エアレスマット 7 - 1 1
10047361	医療保健機器類	135,000	19831001	D Y 7 9 A	移動式歩行補助平行棒 7 - 1 1
10047363	医療保健機器類	150,000	19831001	H K Y 式カソー 3 0 E S	肩関節輪転運動器 7 - 1 1
10047367	医療保健機器類	90,000	19831001	D Y 1 5 3	姿勢矯正用鏡 7 - 1 1
10047369	医療保健機器類	50,000	19831001	D Y 1 0 9	抵抗用重錘バンド250g、500g、1kg、1.5kg、2.5kg、3kg、4kg
10047371	医療保健機器類	125,000	19831001	D Y - 2 2 E S	手関節屈曲伸展運動器 7 - 1 1
10089795	車椅子	93,000	20030401	介助用 コンフォートF196G-16	平成15年3月25日分
10089796	車椅子	93,000	20030401	介助用 コンフォートF196G-16	平成15年3月25日分
10089813	車椅子	98,000	20030401	自操用 コンフォートF196G-24	平成15年3月25日分
10089814	車椅子	98,000	20030401	自操用 コンフォートF196G-24	平成15年3月25日分
10344426	長机	102,165	20080331	C - 9 E ホワイト	心障センター 平成9年3月16日購入分
10344427	長机	72,100	20080331	C - 9 E チーク	心障センター 平成10年7月24日購入分
10344428	長机	72,100	20080331	C - 9 E チーク	心障センターセンター 平成10年7月24日購入分
10344429	応接セット	195,700	20080331	応接セット	心障センター 平成2年10月10日購入分
10344430	演壇	107,120	20080331	演壇	心障センター 平成3年10月10日購入分
10344431	書類保管庫	92,700	20080331	スチール書庫	心障センター 平成6年3月31日購入分

10344432	その他	165,830	20080331	イナバMBX - 45F 物置	心障センター 平成9年3月10日購入分
10344433	印刷機	251,832	20080331	EPSON LP - 8300C カテキ(株)	心障センター 平成13年3月29日購入分
10344434	OA機器	80,146	20080331	東芝ルボJW - G - 7000	心障センター 平成11年3月24日購入分
10344436	OA機器	117,600	20080331	EPSON 1MT7700 シリアルNC	心障センター 平成18年2月16日購入分
10344437	OA機器	144,270	20080331	EPSON 1MT7700 シリアルNC	心障センター 平成18年2月16日購入分
10344438	OA機器	147,530	20080331	DELL Dimension ベーシック パ	心障センター 平成18年7月6日購入分
10347453	OA機器	219,760	20080116	DELL Vostro1500 ノートパソコン	心障センター平成20年1月16日購入分
10347456	OA機器	110,374	20090313	DELL Vostro420 パソコン	心障センター平成21年3月13日購入分
10350583	OA機器	105,525	20100311	Endeavor NJ3100	心障センター平成22年3月11日購入分
10347458	紙折り機	114,400	20090313	シルバー精工 MA150	心障センター平成21年3月13日購入分
10344439	裁断機	91,875	20080331	キャノン122MA-38383 シュレッ	心障センター 平成15年6月26日購入分
10344440	放送音響機器	56,402	20080331	ムラウチ テープデッキ	心障センター 平成4年3月31日購入分
10344441	放送音響機器	318,888	20080331	ソニー ダビング機	心障センター 平成5年9月2日購入分
10344442	放送音響機器	179,735	20080331	PE - W80 ワイヤレス放送設備	心障センター 平成9年3月10日 購入分
10344443	放送音響機器	178,500	20080331	磁気誘導無線アンプ 磁気ループ	心障センター 平成11年7月28日 購入分
10344444	放送音響機器	57,120	20080331	DENON PMA-R パワーアンプ	心障センター 平成12年3月28日 購入分
10344445	放送音響機器	134,400	20080331	東芝32ZP55 ワイドテレビ	心障センター 平成14年3月20日 購入分
10344446	放送音響機器	154,350	20080331	ライオンVTR - 1500L VTRスタン	心障センター 平成14年3月20日 購入分
10348251	放送音響機器	143,640	20100208	TOA WA 1712CD	心障センター 平成22年2月8日購入分
10344447	写真機器	92,705	20080331	キャノンS20 デジタルカメラ	心障センター 平成12年3月24日購入分
10344448	写真機器	89,800	20080331	キャノンEOS1000QD	心障センター 平成3年3月27日購入分
10344449	写真機器	89,250	20080331	オーバーヘッドプロジェクター	心障センター 平成11年3月19日購入分
10344450	写真機器	89,250	20080331	オーバーヘッドプロジェクター	心障センター 平成11年3月19日購入分
10344452	写真機器	88,725	20080331	OHP エルモ	心障センター 平成11年7月26日購入分
10344453	写真機器	374,010	20080331	NEC VT440J 液晶プロジェクタ	心障センター 平成12年11月29日購入分
10344454	その他	108,974	20080331	デジタル温度計セット (株)サンア	心障センター 平成7年1月27日購入分
10347457	その他	66,150	20080319	自動音声案内装置	心障センター 平成20年3月19日購入分
10347454	その他	88,735	20090124	プロジェクター	心障センター平成20年1月24日購入分
10347452	その他	79,136	20091218	点字プリンタ室用棚	心障センター平成20年12月18日購入分
10344455	医療保健機器類	432,600	20080331	プラットホーム ユニマック	心障センター 平成3年3月7日購入分
10344456	医療保健機器類	197,505	20080331	失語症検査セット 千葉テストセンタ	心障センター 平成10年3月16日購入分
10344457	医療保健機器類	92,500	20080331	KKZ001 - 061 ITPA言語学習能	心障センター 平成17年2月17日購入分
10344458	軽自動車	678,770	20080331	スズキミニバン	心障センター 平成4年4月28日購入分
10344459	雑器具類	83,690	20080331	シロタSF - 3 七宝電気炉	心障センター 平成16年6月24日購入分

提出書類一覧

1. 八王子市心身障害者福祉センター指定管理者指定申請書（別紙 6）
2. 応募者の連絡先（別紙 7）
3. 同意書（別紙 8）
4. 事業計画書（別紙 9）

次の各号に掲げる項目について事業計画の提案を行ってください。
また、項目ごとに、具体的に記載してください。

- (1) 法人の事業運営方針について
- (2) センターの運営に関する考えについて
 - ア. 運営理念
 - イ. 経営方針
 - ウ. 参入意欲
- (3) センターの管理運営について
 - ア. センター事業実施計画
 - (ア) 各種業務の事業計画
 - ・実施方法
 - ・定員
 - ・サービス提供時間等
 - ・講師等の確保及び指導体制
 - ・周知方法
 - ・その他実施方法、定員、サービスの提供時間等は別紙 1「センターの管理運営に関する業務」を踏まえ、応募者の提案と合わせて、事業計画に反映させてください。
 - (イ) その他障害者の福祉の増進を図るためのサービス
 - (ア) 以外にセンターの目的に沿った事業がありましたら、提案してください。
 - (ウ) 年間行事予定
 - イ. 施設及び設備の維持・修繕に関する業務
施設保守、施設修繕においては、別紙の平成 22 年度各委託仕様書を参考に、計画を作成してください。
- (4) 人員体制について
 - ア. 職員確保及び採用計画
 - イ. 職員配置及び勤務体制
 - ウ. 人材育成・職員研修
 - エ. 職場内安全管理体制
- (5) 事業収支見込について
- (6) 苦情解決体制について

- (7) 第三者評価への取組みについて
- (8) 個人情報の保護策について
- (9) 危機・安全管理体制について
- (10) 環境への配慮について
- (11) 地域の障害者福祉拠点としての活動について
 - ア．地域の拠点としての理念・方針について
 - イ．対応できる活動内容について
 - ウ．地域の他の機関及び地域との連携について
- (12) 平成 22 年度準備委託について（引継ぎの方法等とその経費）
- (13) その他応募者として特筆したい事項について

4. 付属資料

- (1) 定款又は寄附行為（最新のもの）
- (2) 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
応募申込日前 3 ヶ月以内のもの
- (3) 法人役員名簿
- (4) 法人の財務状況に関する書類
 - ア．貸借対照表（平成 22 年 3 月 31 日現在）
 - イ．収支計算書または損益計算書
（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
または平成 22 年 3 月 31 日現在）
 - ウ．正味財産増減計算書または余剰金処分計算書
（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
または平成 22 年 3 月 31 日現在）
 - エ．財産目録（平成 22 年 3 月 31 日現在）
 - オ．監査報告書（過去 3 ヶ年）

事業年度の期末が 3 月末以外の会計期間を採用している団体は、原則として直近の事業年度期末の決算に係わる財務諸表としますが、別途本市より指示します。

- (5) 法人の経営状況に関する書類
 - ア．現年度の予算書
 - イ．現年度の事業計画書
 - ウ．前年度の事業報告書
- (6) 法人が現に行っている業務の概要を示す書類
（平成 22 年 8 月 1 日現在）
 - ア．法人概要（パンフレット等添付で可）
 - イ．事業概要
以下の各事業毎及び関連法人について、一覧表を作成し提出願います。
作成にあたっては、事業毎に 21 年度決算・22 年度予算、職種別従

業員数を記載願います。

- (ア) 障害者福祉事業
 - (イ) その他福祉事業
 - (ウ) その他事業（収益事業含む）
 - (エ) 関連法人
- 書式は任意です。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ア．納税証明書 法人市民税、固定資産税・都市計画税
直近2年分該当があるもの
 - イ．印鑑証明書 応募申込日前3ヶ月以内のもの
 - ウ．就業規則
 - エ．運営規程

5．応募書類作成上の注意

- (1) 上記資料は、法人により該当しないものがある場合は、その旨を添えて提出願います。
- (2) 項目毎にインデックスを付けて下さい
- (3) 重複するものがある場合は、いずれか一つの提出で結構です。

八王子市心身障害者福祉センター 指定管理者募集説明会等参加申込書

参加する項目にチェックして必要事項に記入してください。

説明会に参加します

(平成 22 年 8 月 16 日 (月) 午後 2 時 市役所本庁舎 6 階 602 会議室)

出席者 役職 氏名 _____

出席者 役職 氏名 _____

施設見学会に参加します

(平成 22 年 8 月 17 日 (火) 午後 2 時 八王子市心身障害者福祉センター)

出席者 役職 氏名 _____

出席者 役職 氏名 _____

法 人 名	
連 絡 先	住所 〒
	電子メールアドレス

パソコン等で作成しても構いません。

平成 22 年 8 月 11 日 (水) までに FAX または電子メールで送付してください。

八王子市心身障害者福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

八王子市心身障害者福祉センター条例第 14 条の規定により、下記の八王子市心身障害者福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

八王子市心身障害者福祉センター

2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

八王子市心身障害者福祉センター 指定管理者募集応募者連絡先

法 人 名	
連 絡 先	住所 〒
	電子メールアドレス
	電話 ()
	ファックス ()
担 当 者	所属・役職名
	氏名

パソコン等で作成しても構いません。

同意書

私は、八王子市心身障害者福祉センターの指定管理者募集に応募するにあたり、募集要項に示された応募の資格について、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員への該当の有無の確認のため、下記の項目について警視庁へ情報を提供することについて同意します。

下記の項目を記入してください。

フリガナ	
氏名	
住所	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男 ・ 女

応募団体名

署名欄

氏 名

事業計画書

法人名	
所在地	
代表者氏名	

連絡先	担当者氏名			
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail			

1. 法人の事業運営方針について

--

2. センターの運営に関する考えについて

運営理念
経営方針
参入意欲

3. センターの管理運営について

センター事業実施計画

(ア) 各種業務の事業計画

- ・ 実施方法

- ・ 定員

- ・ サービス提供時間

- ・ 講師等の確保及び指導体制

- ・ 周知方法

- ・ その他

(イ) その他障害者の福祉の増進を図るためのサービス

(ウ) 年間行事予定

施設及び設備の維持・修繕に関する業務

(ア) 各種業務の実施計画の実施方法、定員、サービスの提供時間等は別紙1「センターの管理運営に関する業務」を踏まえ、応募者の提案とあわせて、事業計画に反映させてください。
(ア) 以外にセンターの目的に沿った事業がありましたら、提案してください。
の施設保守、施設修繕においては別紙の平成22年度各委託仕様書を参考に、計画を作成してください。

4. 人員体制について

職員確保及び採用計画

職員配置及び勤務体制

人材育成・職員研修

職場内安全管理体制

5. 事業収支見込について

6. 苦情解決体制について

7. 第三者評価の取組みについて

8. 個人情報の保護策について

9. 危機・安全管理体制について

10. 環境への配慮について

11. 地域の障害者福祉拠点としての活動について

地域の拠点としての理念・方針について

対応できる活動内容について

地域の他の機関及び地域との連携について

12.平成 22 年度準備委託について（引継ぎの方法等とその経費）

--

13.その他応募者として特筆したい事項について

--

別添 建物平面図

建物 407.41 m²

